平成２８年（フ）第１３６号
千葉県松戸市常盤平５丁目４番地の２　常盤平五香寮
債務者　工藤　久美
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３０号
山口県宇部市大字小野8054番地
債務者　兼清テル子
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第８３号
沖縄県浦添市大平１丁目23番12―403号　大興マンション大平
債務者　伊舎堂蕉子（旧姓原田・平良）
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１２６号
仙台市青葉区中山３丁目５番10号　パルティール中山101、従前の住所仙台市青葉区高野原３丁目14番地の５
債務者　一柳　　実
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１８号
茨城県日立市白銀町２丁目８番21号
債務者　佐藤　孝子
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第２０号
群馬県みどり市笠懸町鹿3963番地１　鈴の木ニュータウン　Ａ―201
債務者　蝦名　元弘
1　決定年月日時　平成28年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第１９号
三重県伊賀市西高倉4826番地の２、前住所三重県伊賀市ゆめが丘４丁目９番地の24
債務者　中村　　剛
1　決定年月日時　平成28年４月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第１６号
兵庫県南あわじ市福良甲135番地38　キッコービルデング３―２号、前住所兵庫県南あわじ市福良甲495番地５　竹谷マンション201号
債務者　平野　智之
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第７３号
愛媛県松山市今在家町77番地３　ＡＫガーデン602号
債務者　伊藤　和江
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４４号
大分市大字羽田48番地の９（サンコーポ羽田105）
債務者　佐藤　隆弘
1　決定年月日時　平成28年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２６号
福島県郡山市西田町土棚字石田692番地の３
債務者　安部　義久
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
神奈川県秦野市堀西410番地の40
債務者　山下　正人
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１８２号
名古屋市瑞穂区新開町24番119号　市営南新開荘４棟201号
債務者　藤井三津子（旧姓中村・奥村）
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０号
青森県弘前市大字中別所字別所森143番地３
債務者　福澤　セツ
1　決定年月日時　平成28年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１３号
山口県下松市瑞穂町２丁目８番13号　ハイツ大海町201号
債務者　佐々木裕也
1　決定年月日時　平成28年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第７７０号
大阪府寝屋川市明徳２丁目12番21―401号
債務者　阿南　　剛
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部